

上越市ファミリーサポートセンター利用料金助成について

経済的負担軽減をはかるため、助成対象者に、上越市ファミリーサポートセンター事業の利用料金の助成を行います。

1 助成対象者

- 生活保護世帯
- 市民税非課税世帯
- 児童扶養手当受給世帯 ※R5 拡充



2 利用料金の助成

区 分		依頼会員支払額	助成額	助成後の負担額
生活保護世帯	平日の7時～19時	700円/時間	全額	0円
	上記以外	800円/時間		
市民税非課税世帯	平日の7時～19時	700円/時間	500円/時間	200円/時間
	上記以外	800円/時間		300円/時間
児童扶養手当受給世帯	平日の7時～19時	700円/時間	500円/時間	200円/時間
	上記以外	800円/時間		300円/時間

R5 拡充

※交通費、食事代、おむつ代等の実費分及び、取り消しに伴う負担分は除きます。

※「市民税非課税世帯」「児童扶養手当受給世帯」に該当する場合、2人目以降の助成額は1時間当たり250円です。

3 申請方法

- 提供会員から援助活動を受け報酬を支払った後、「上越市ファミリーサポートセンター報酬額助成申請書（第6号様式）」を提出してください。

※申請書の様式は、下記提出先にあります。また、市のホームページからダウンロードもできます。

4 申請書の提出先

- 上越市こども家庭センター
- 各総合事務所 市民生活・福祉グループ

【問合せ先】

〒943-8601

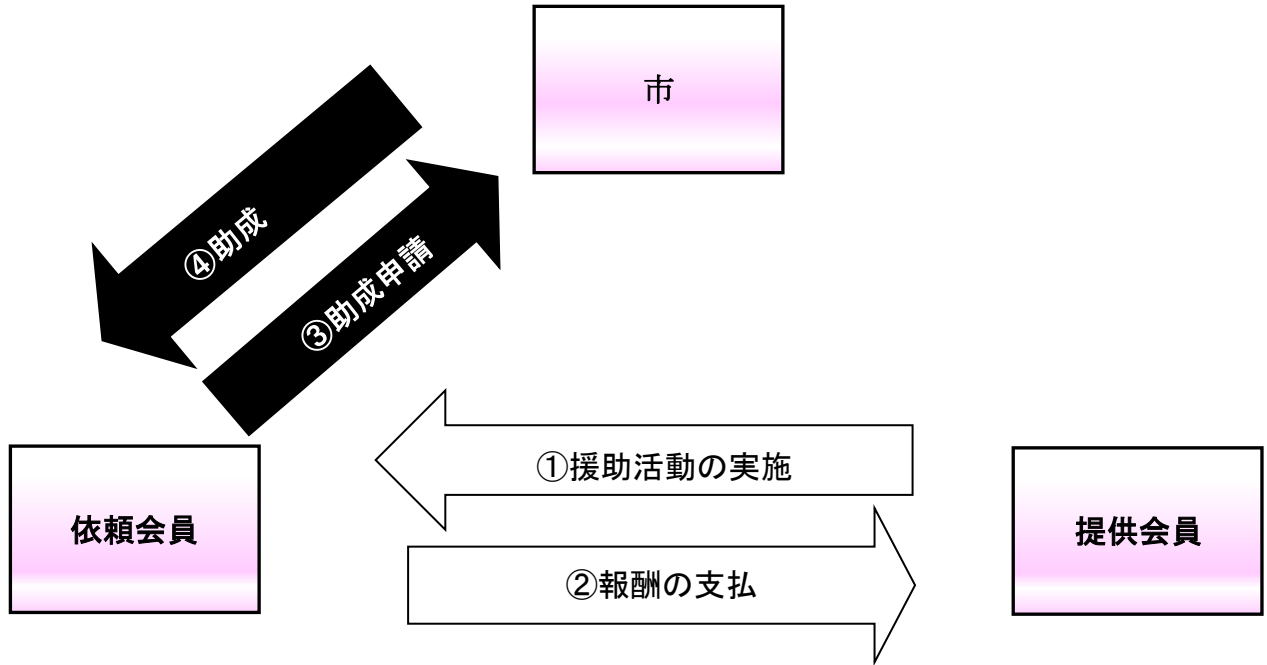
上越市木田1丁目1番3号

上越市こども家庭センター 企画管理係

電話 025-520-5725 (直通)

FAX 025-526-6116

手続きの流れ



- 1 上越市ファミリーサポートセンターの依頼会員のうち、下記に該当する方
 - ・生活保護世帯
 - ・市民税非課税世帯
 - ・児童扶養手当受給世帯

2 援助活動を受け、報酬を支払った後、「援助活動の報告書（第5号様式）の写し」を添えて「上越市ファミリーサポートセンター報酬額助成申請書（第6号様式）」を市へ提出してください。

3 市は申請書の内容を審査し、利用料金助成の可否を依頼会員へ通知します。

決定

4 指定口座へ助成金を振り込みます。

却下

助成を受けることができません。